

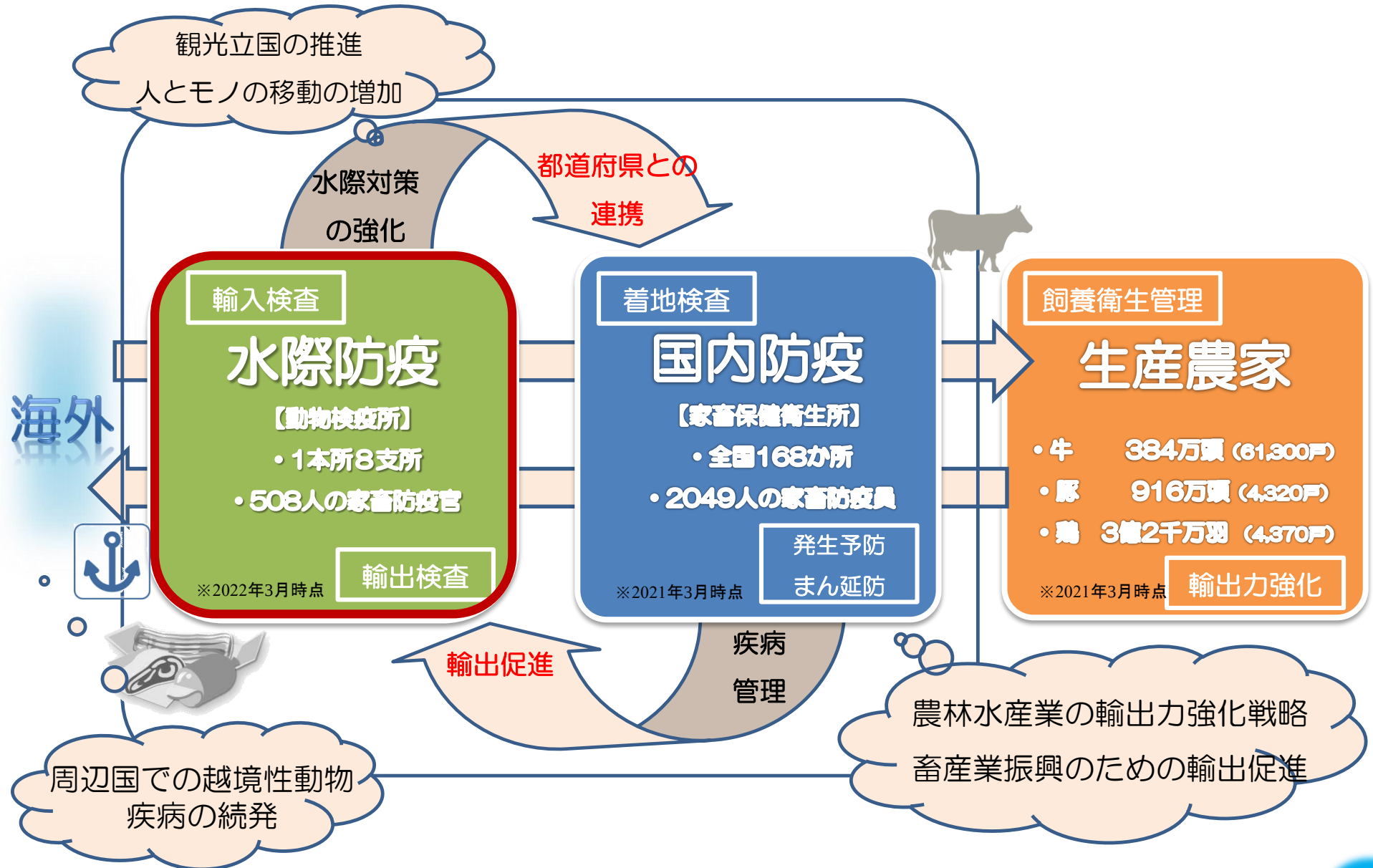
動物検疫所の概要



令和4年10月(作成)

農林水産省 動物検疫所

我が国の家畜防疫体制（水際防疫と国内防疫）



動物検疫所の概要



動物検疫所の役割

海外からの伝染性疾病の侵入を防止し、
畜産業の振興と公衆衛生の向上を図っています

農林水産省設置法第11条

- 1 家畜伝染病予防法に基づく輸出入動物、その他の物の検査、その他の措置
- 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法に基づく検査
- 3 「感染症法」の規定による輸入動物の検査、これに基づく措置
- 4 輸出入動物の健康検査
- 5 動物用生物学的製剤及び予防器具の保管、配付、譲与及び貸付け
- 6 「委託」を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと



動物の係留検査

保税倉庫等での
畜産物の検査



空海港での旅客等
での手荷物検査

犬・猫等の検査

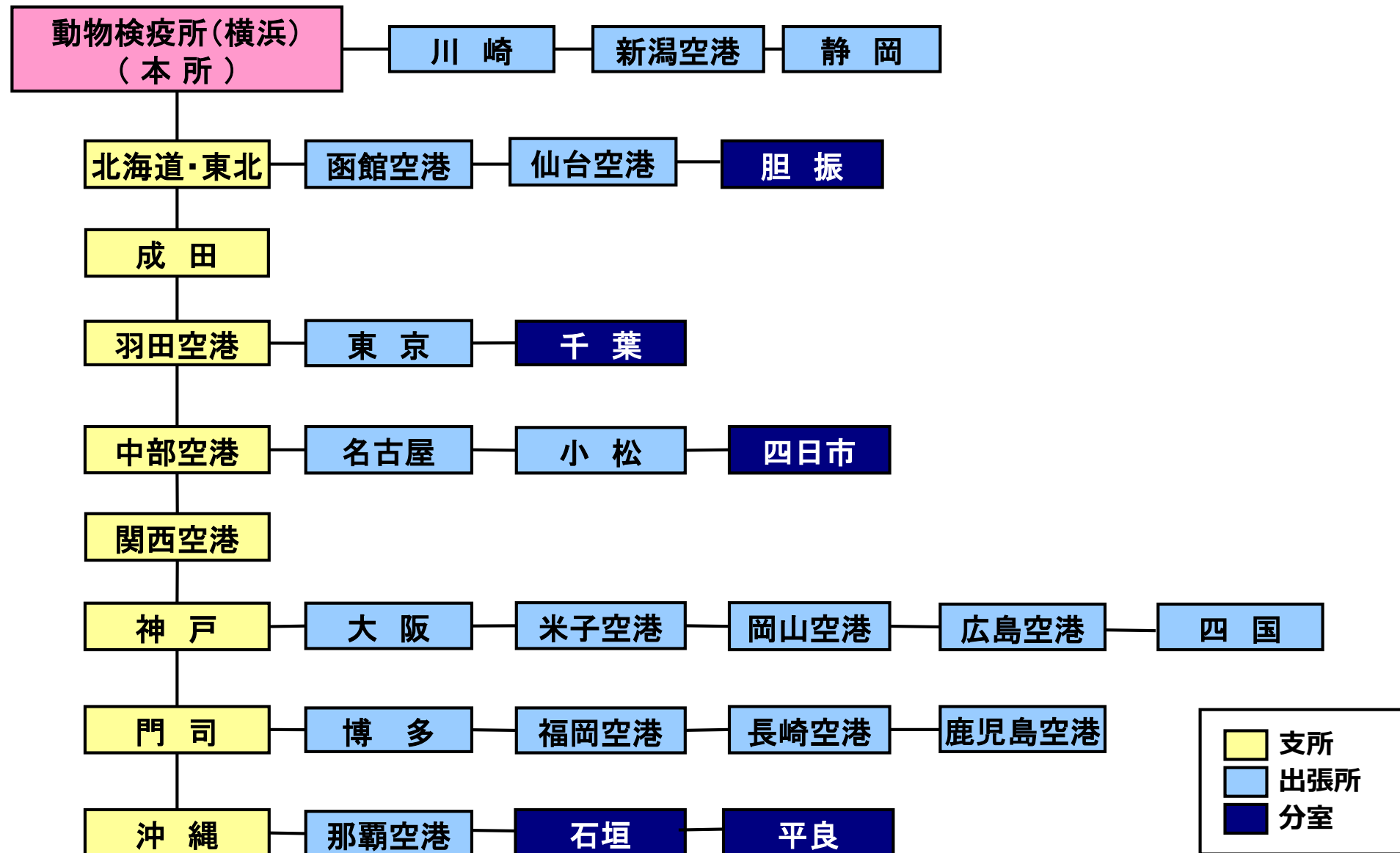


動物検疫業務に係る主な法律

法 律	目 的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・うさぎ、蜜蜂 ・犬 ・これらの骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草	 監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種) R1/H31年の家畜伝染病の発生 ヨーネ病 384戸1,074頭 豚熱(CSF) 45戸102頭 流行性脳炎 1戸1頭 腐蛆病 33戸104群
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る	・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク	 狂犬病 1958年以降 我が国での発生なし
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	・サル	 エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する	・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ等)、こくれん、はくれん等) ・甲殻類(くるまえばい科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類) ・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや 等)	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

動物検疫所の組織（1本所、8支所、18出張所、5分室）



動物検疫所の配置（1本所、8支所、18出張所、5分室）

● 動物検疫所を配置している場所

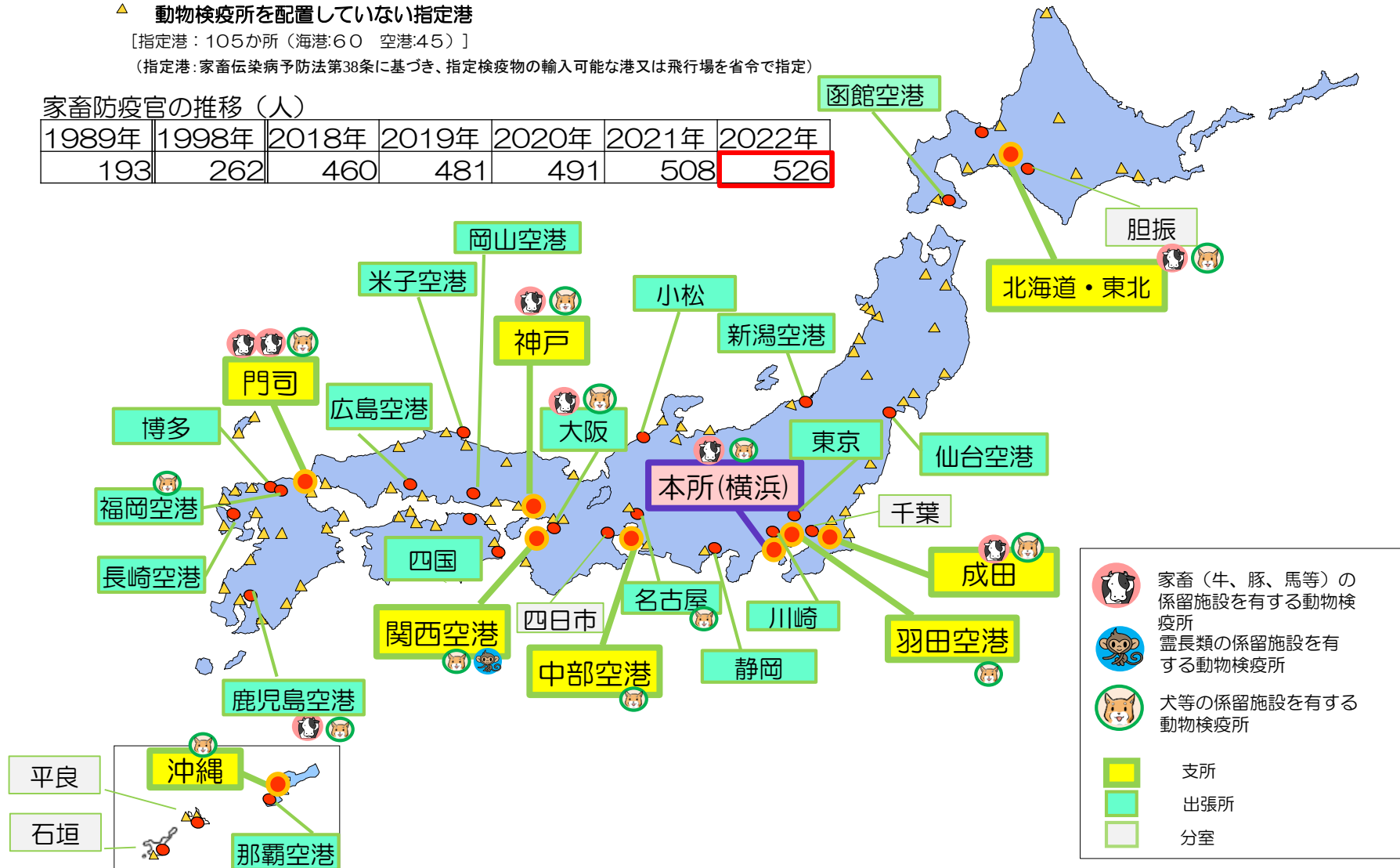
▲ 動物検疫所を配置していない指定港

[指定港：105か所（海港:60 空港:45）]

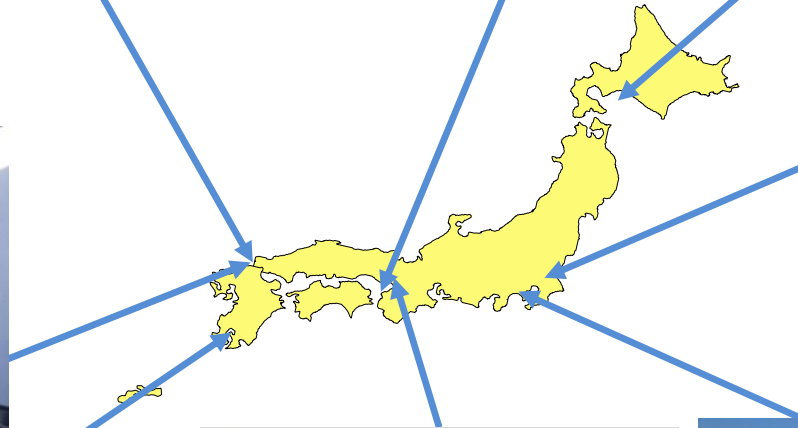
（指定港：家畜伝染病予防法第38条に基づき、指定検疫物の輸入可能な港又は飛行場を省令で指定）

家畜防疫官の推移（人）

1989年	1998年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
193	262	460	481	491	508	526



動物検疫所の家畜の係留施設

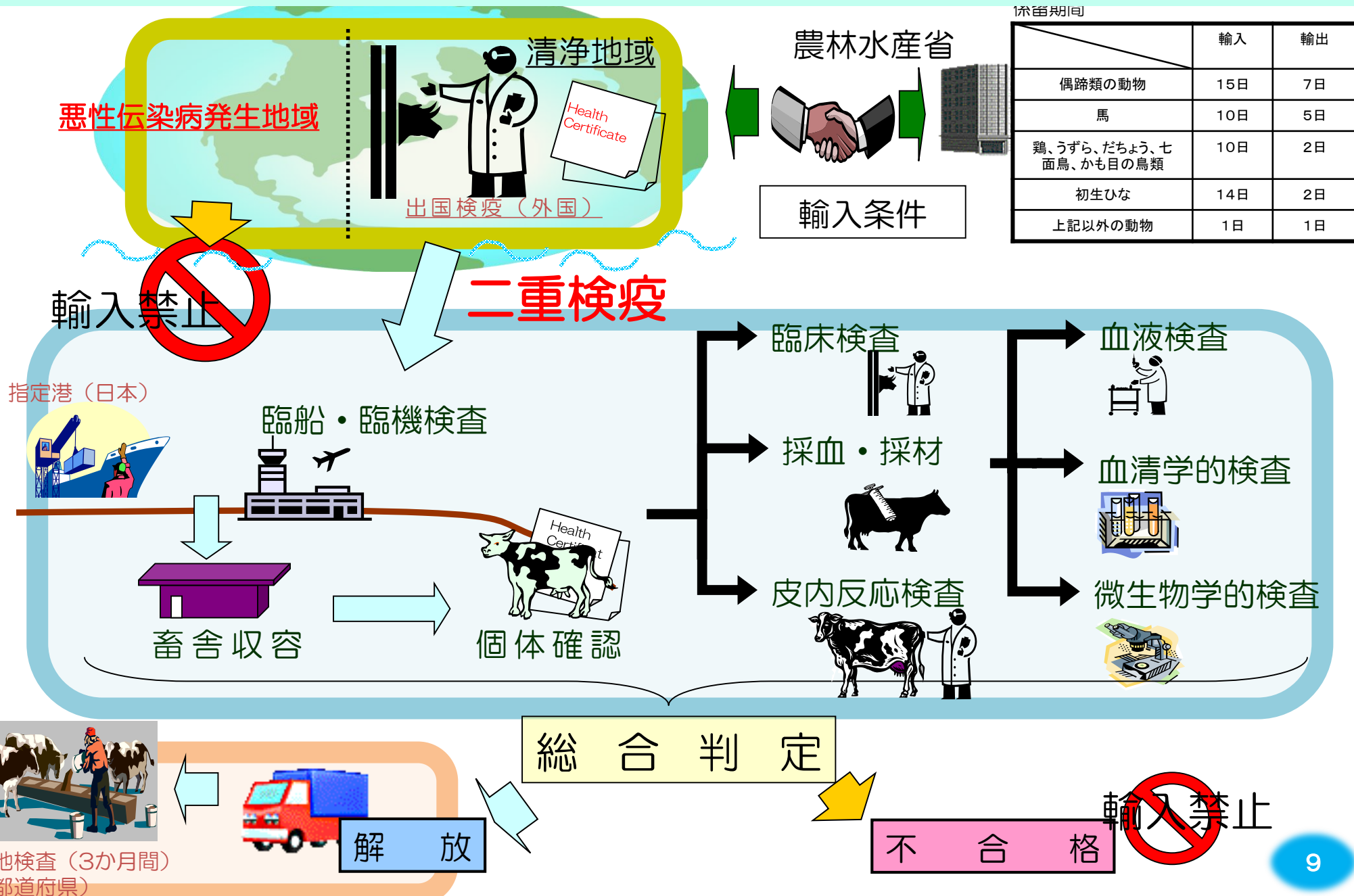


動物の検査

(家畜伝染病予防法)



家畜の輸入検査（家畜伝染病予防法）



家畜の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 臨船・臨機検査



2. 係留施設への輸送及び搬入



3. 書類検査



4. 臨床検査



5. 採血・採材



6. 精密検査

不合格



合格



7. 返送又は殺処分



8. 解放



信頼性の確保

検査の信頼性確保業務（実例）ISO/IEC17025:2017

- 平成16年 GLPの考えに基づく関係要領の制定、標準作業書（SOP）の整備開始
- 平成19年 検査業務点検(実地点検・定期点検)の開始（管理指導課を設置）
- 平成24年 ISO/IEC17025 国内で初めて家畜衛生分野で認定

★ISO/IEC17025とは

試験所等の能力の評価に関する国際規格

ISO 9001

組織運営体制に基づく品質保証



試験等の技術的能力の評価

ISO/IEC 17025

- ・適正な組織運営
- ・技術的に的確
- ・妥当な結果を導き出す能力



★ISO/IEC17025認定取得状況

(2021年4月現在)

検査室	検査項目
検疫部 動物検疫課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査
精密検査部 微生物検査課	オーエスキー病中和試験
精密検査部 病理・理化学検査課	ヨーネ病リアルタイムPCR法
精密検査部 海外病検査課	鳥インフルエンザ寒天ゲル内沈降反応検査
成田支所 動物検疫第1課	豚繁殖呼吸器障害症候群（PRRS）ELISA法
門司支所 検疫第2課	馬伝染性貧血寒天ゲル内沈降反応検査

国際機関による獣医組織能力評価(PVS)においても、日本の検疫及び水際のセキュリティは最高評価を受けています。

実験動物：動物実験実施施設の外部検証・認証機関による評価を受け認定証を取得（中部検査・診断センター、令和2年12月）

家畜防疫官の勤務イメージ（係留施設）

勤務時間：8:30 ～ 17:15 （注）勤務場所によって異なる

* 輸入動物の係留検査の流れ

【到着前】

○ 係留検査の準備

（検査スケジュール作成、検査試薬等の準備、輸出国の疫学情報等参考となる情報の入手・確認 など）

○ 輸入者等関係者との調整

【到着日】

○ 臨機/臨船検査、搬入立会、到着時検査

○ 書類検査

○ 個体確認、臨床検査



【係留1日目～】

○ 毎日の臨床観察

○ 採血/採材、精密検査実施・判定

○ 係留最終日に総合判定



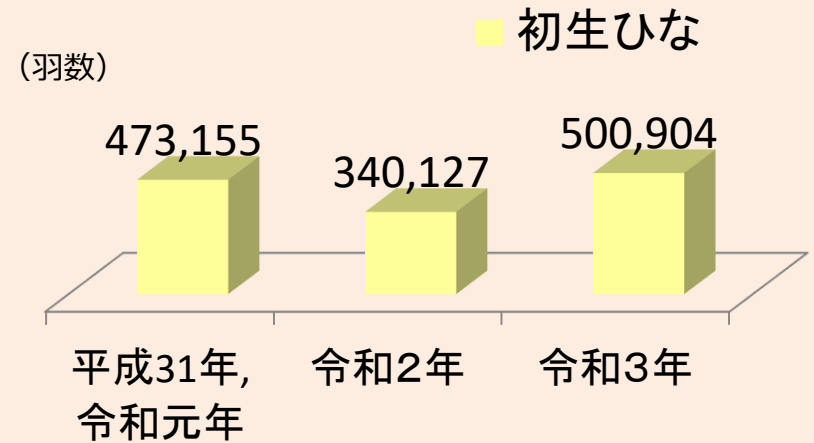
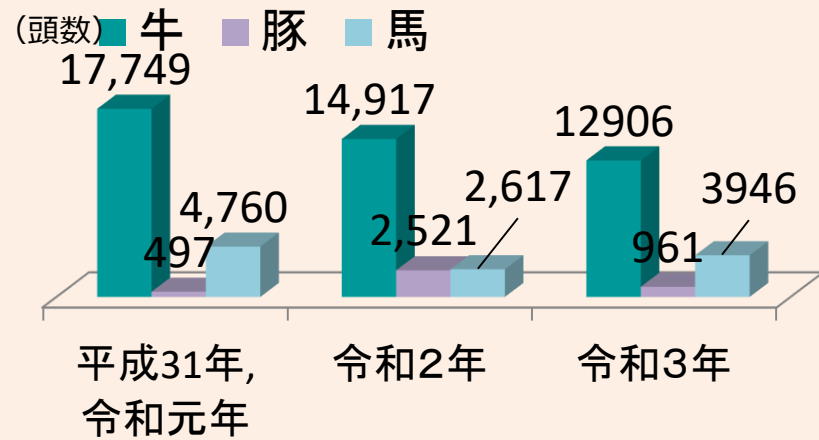
【搬出日】

○ 搬出立会

○ 畜舎等の清掃・消毒実施の確認

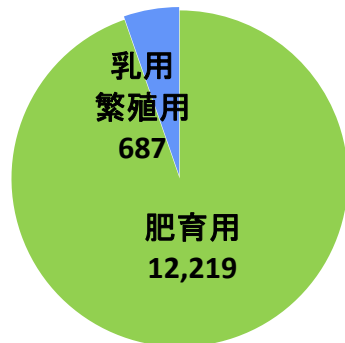


主な家畜の輸入検査実績（令和3年速報値）

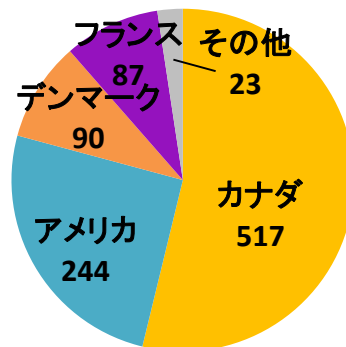


令和3年（速報値）国別・用途別内訳

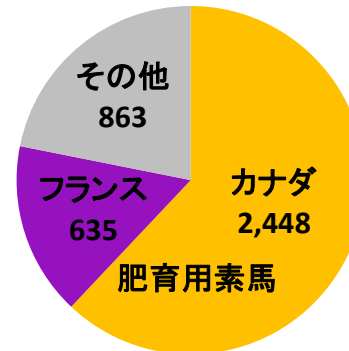
牛（用途別内訳）
全て豪州産



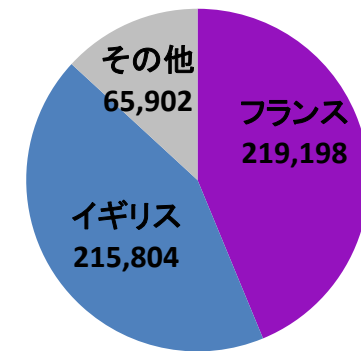
豚（国別内訳）



馬（国別内訳）



初生ひな（国別内訳）

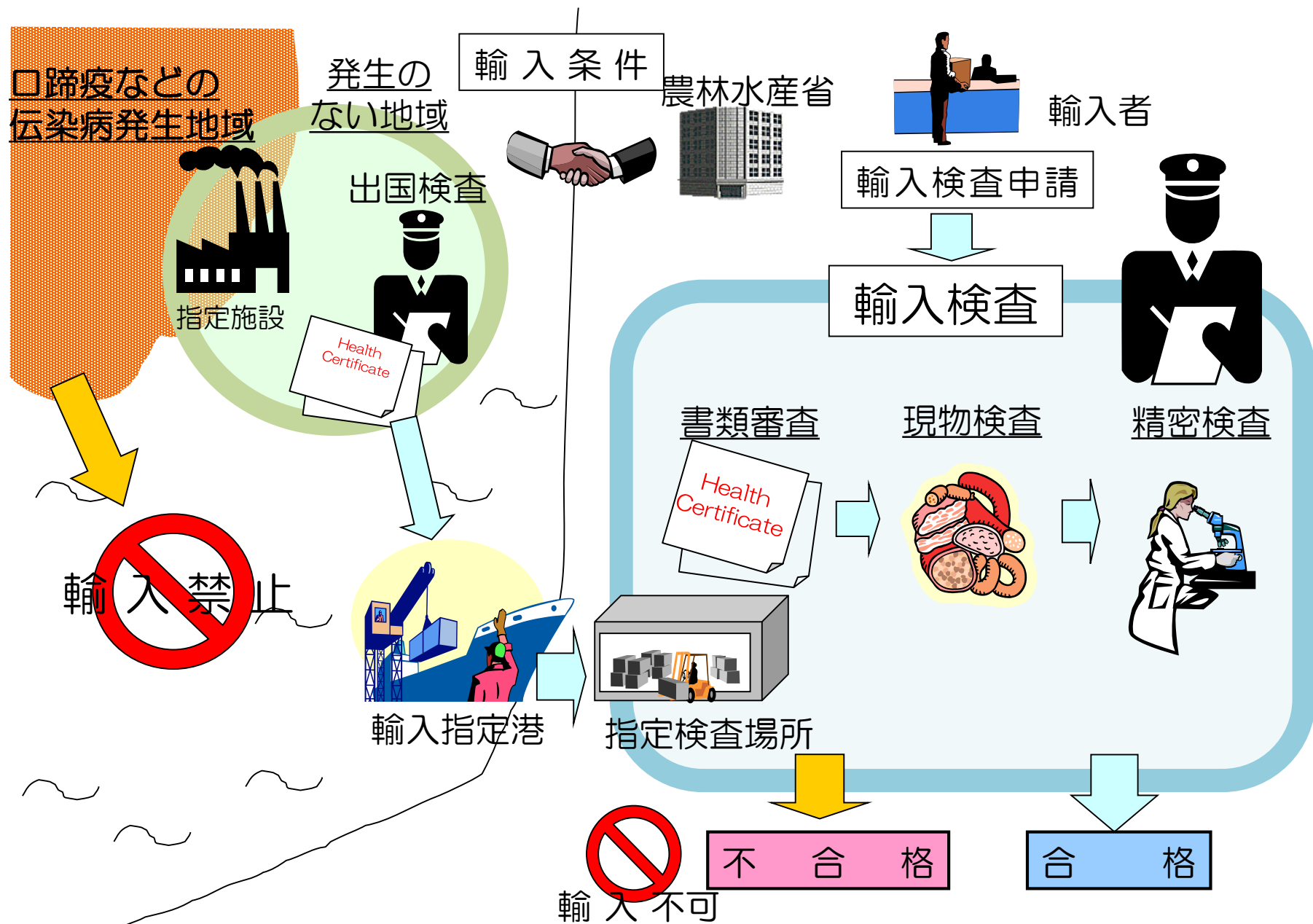


畜産物の検査

(家畜伝染病予防法)



畜産物（肉、ソーセージ等）の輸入検査



畜産物の輸入検査（家畜伝染病予防法）



1. 輸入港への到着



2. 指定検査場所



3. 書類検査



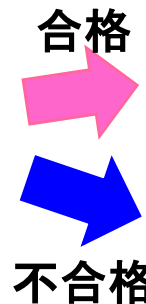
4. 現物検査



5. 精密検査



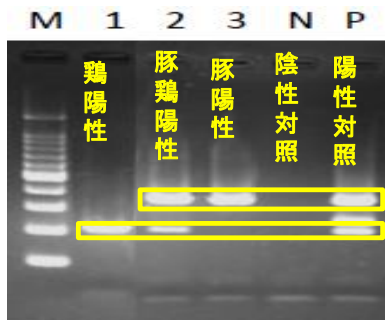
6. 消毒



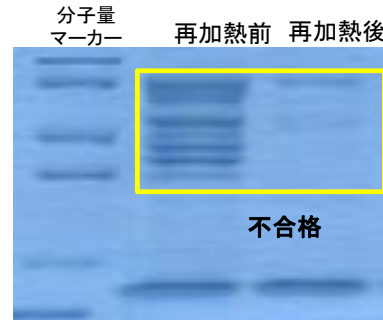
7. 輸入検疫証明書の交付

8. 焼却、埋却処分

肉種鑑別検査



加熱状況確認検査



指定検疫物に該当する畜産物等

(1) 卵

(2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器

(3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉

(4) 生乳、乳製品、精液、未受精卵、受精卵、糞、尿

(5) ハム、ソーセージ、ベーコン

(6) 穀物のわら及び乾草

家畜防疫官の勤務イメージ（海港の仕事）

勤務時間：8:30 ～ 17:15 （注）勤務場所によって異なる

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	現物検査（車で倉庫周り）						翌日分の書類審査			
	クルーズ船の携帯品検査						証明書発行・不合格品の処分			
							精密検査等			



羽毛の検査



肉類の検査

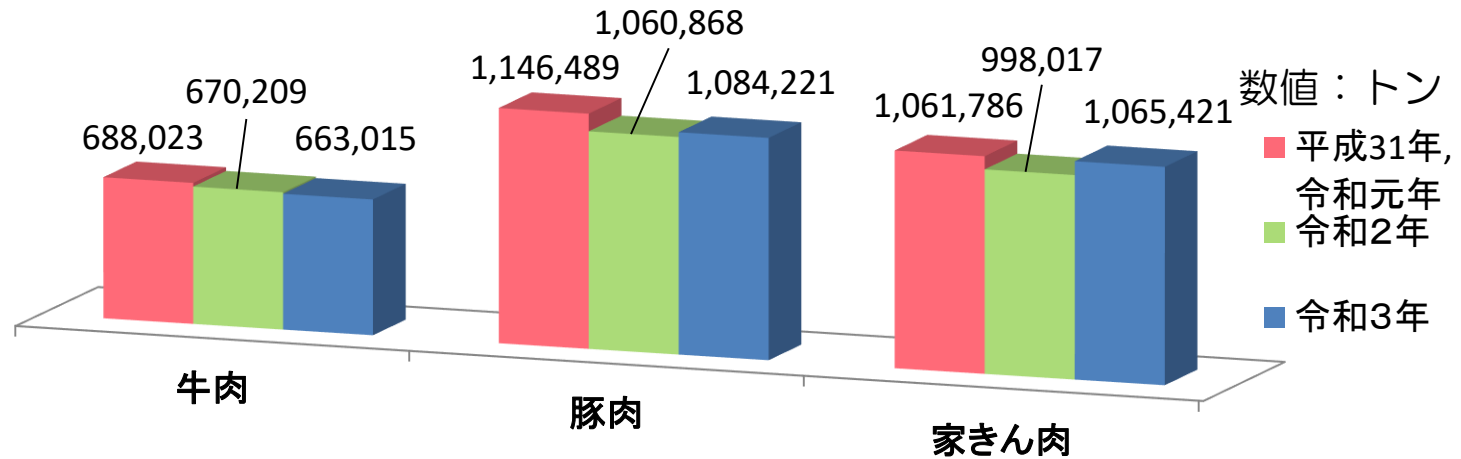


羽毛の消毒

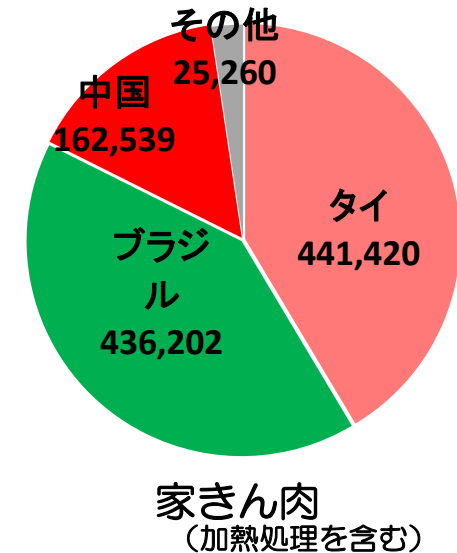
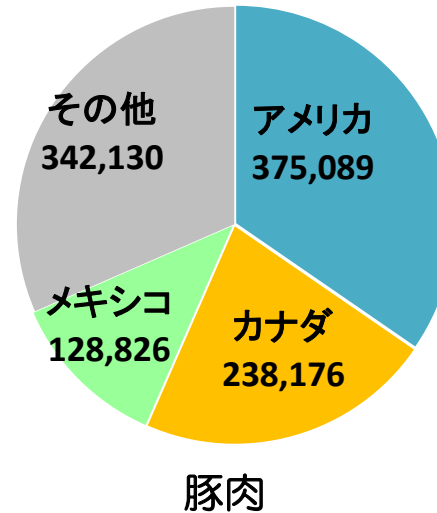
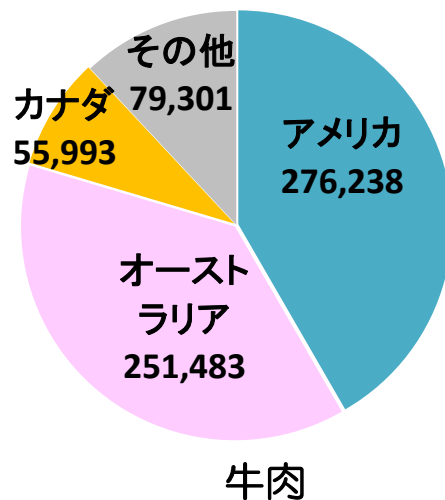


主な畜産物（肉類※）の輸入検査実績（令和3年速報値）

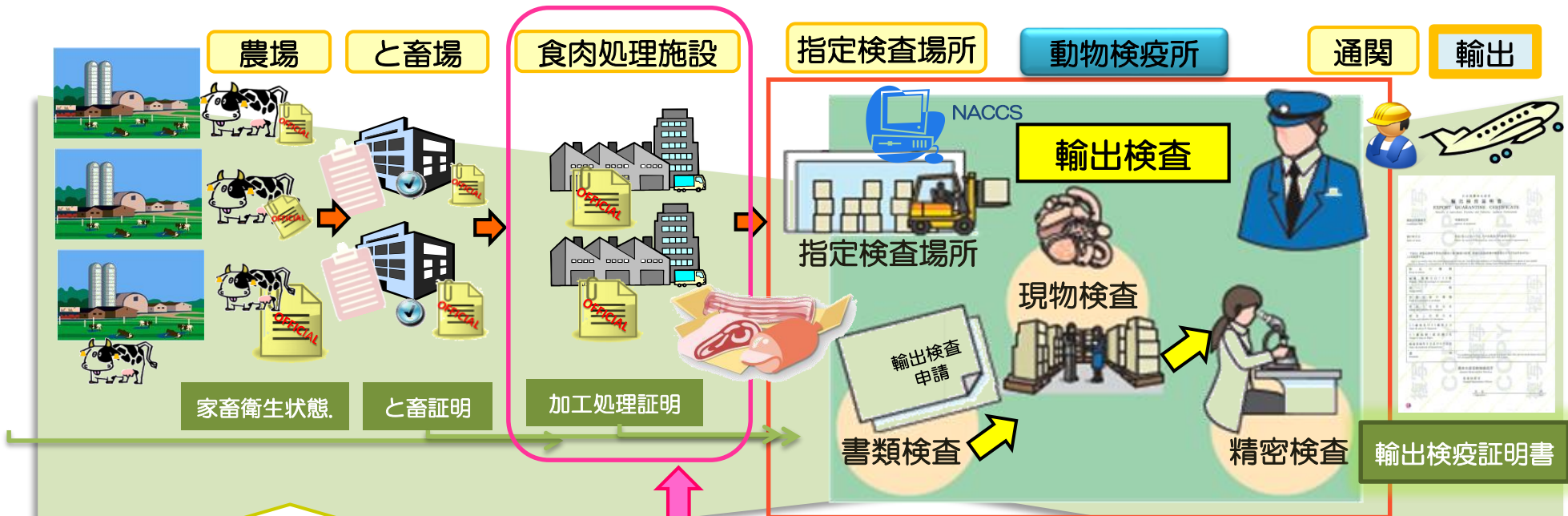
※肉類は畜産物等のうち7割以上を占めるため、例示したもの



令和3年（速報値）国別内訳



牛肉等の畜産物の輸出検査（家畜伝染病予防法）



輸出条件

- + 家畜伝染病発生状況、農場における衛生管理状況の確認
(都道府県家畜保健衛生所：家畜伝染病予防法)
- + と畜場・食肉加工施設における衛生・品質管理状況の確認
←輸出国の認定施設
(地方自治体保健所等：と畜場法、食品衛生法)
- + 保管・輸送中の衛生状態の確認

輸出検査の合理化・効率化

- ★書類検査の一環としての現地調査を実施
輸出先国の条件との適合状況や工場のシステム全体を幅広く確認
 - ☑ 原料・製造工程の管理方法
 - ☑ 作業手順書等
 - ☑ 作業員の教育方法 等

⇒現地調査済み施設として所内で共有

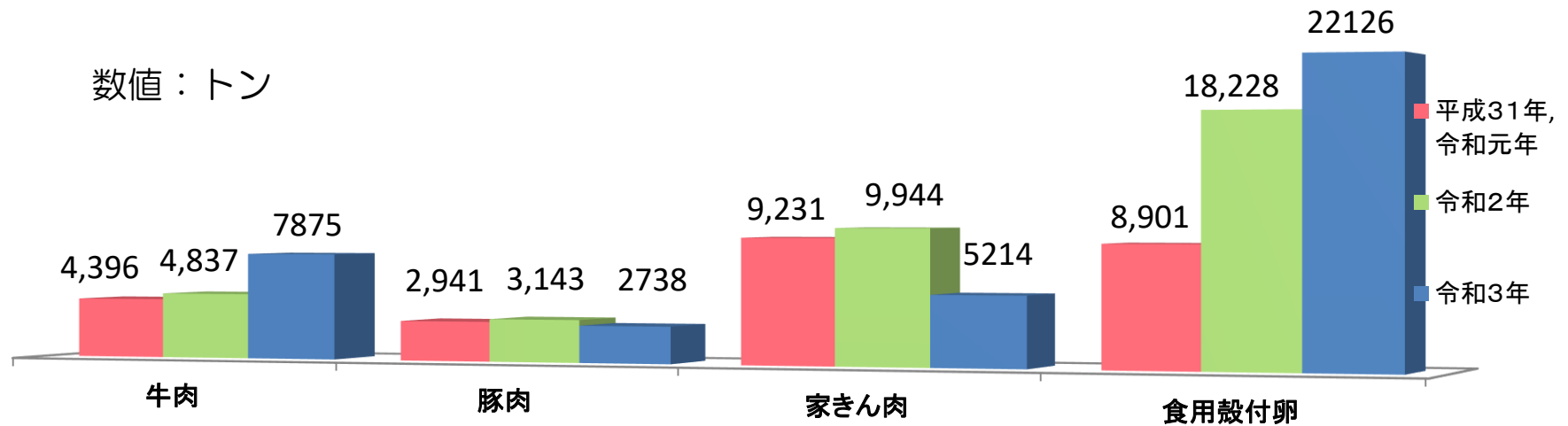
★ 輸出検査時の

- ☑ 添付書類の省略
(製品説明書等)
- ☑ 現物検査の省略
(抜き打ちで実施)
- ☑ サンプル検査を実施
(指定施設への搬入が不要)

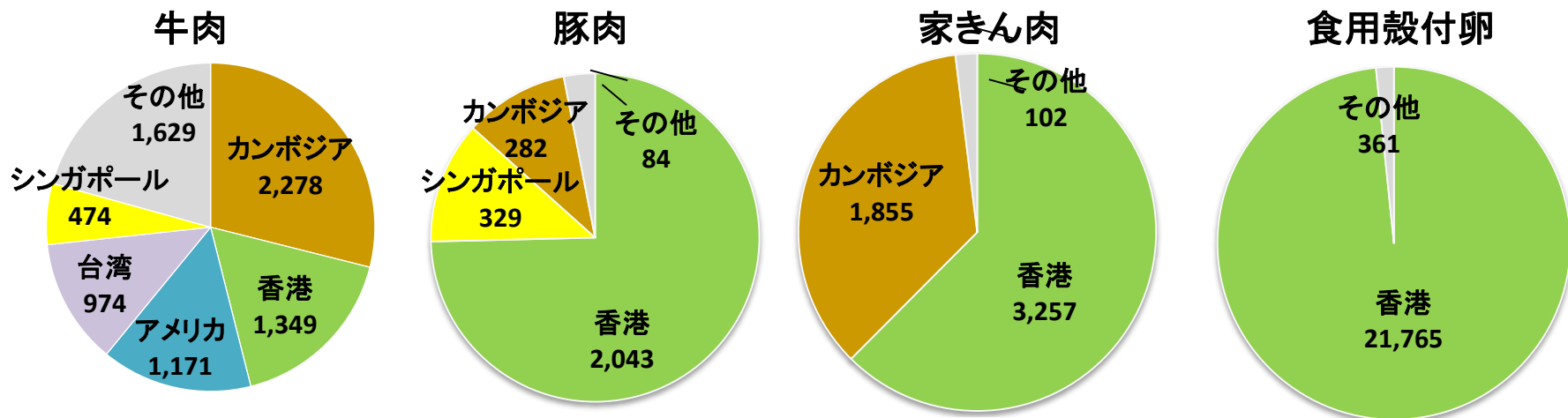
輸出者のメリット

農林水産物の輸出促進、2030年に輸出額5兆円目標の達成目標

主な畜産物の輸出検査実績（令和3年速報値）



令和3年国別内訳（数値：トン）（速報値）

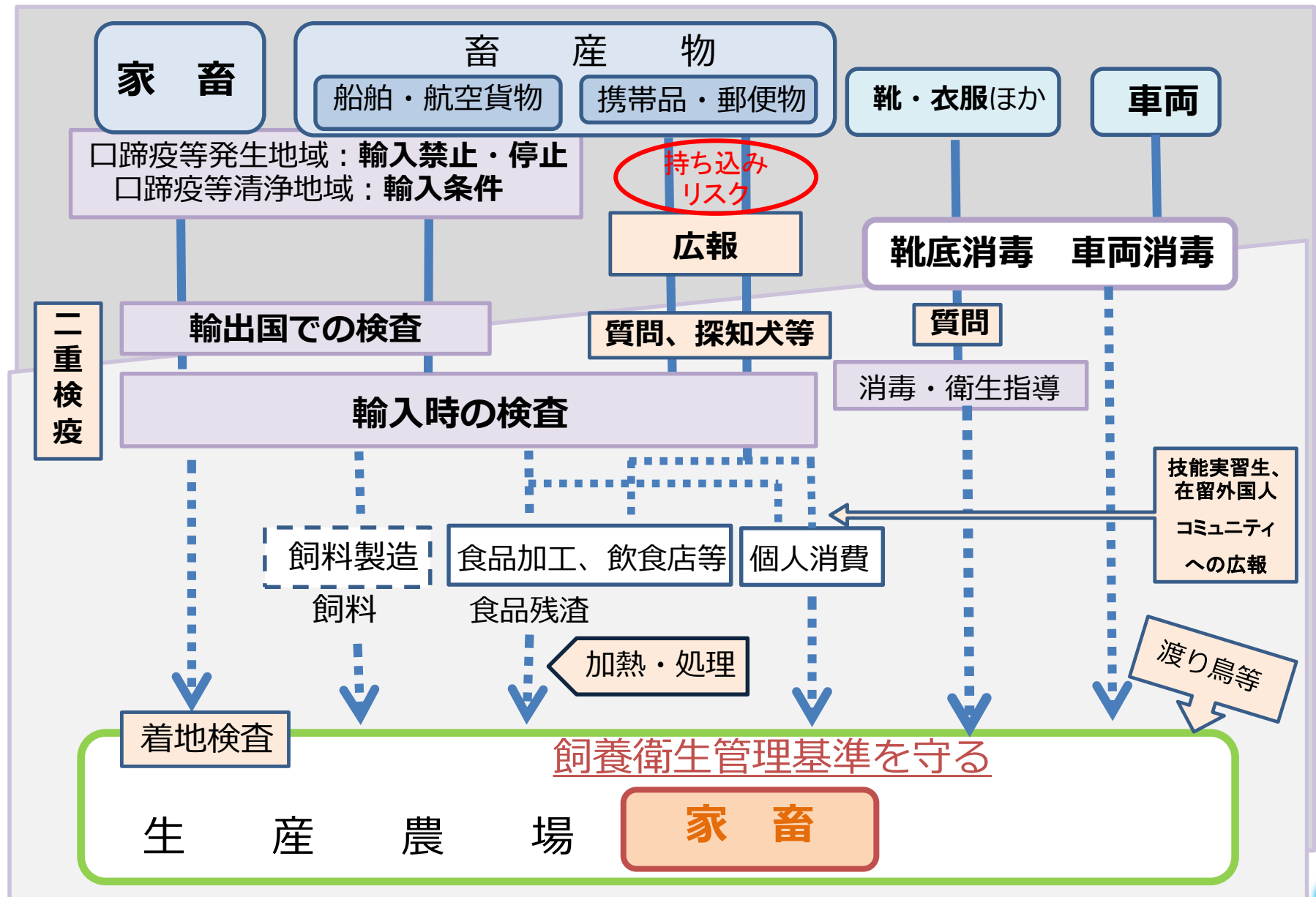


水際対策の強化

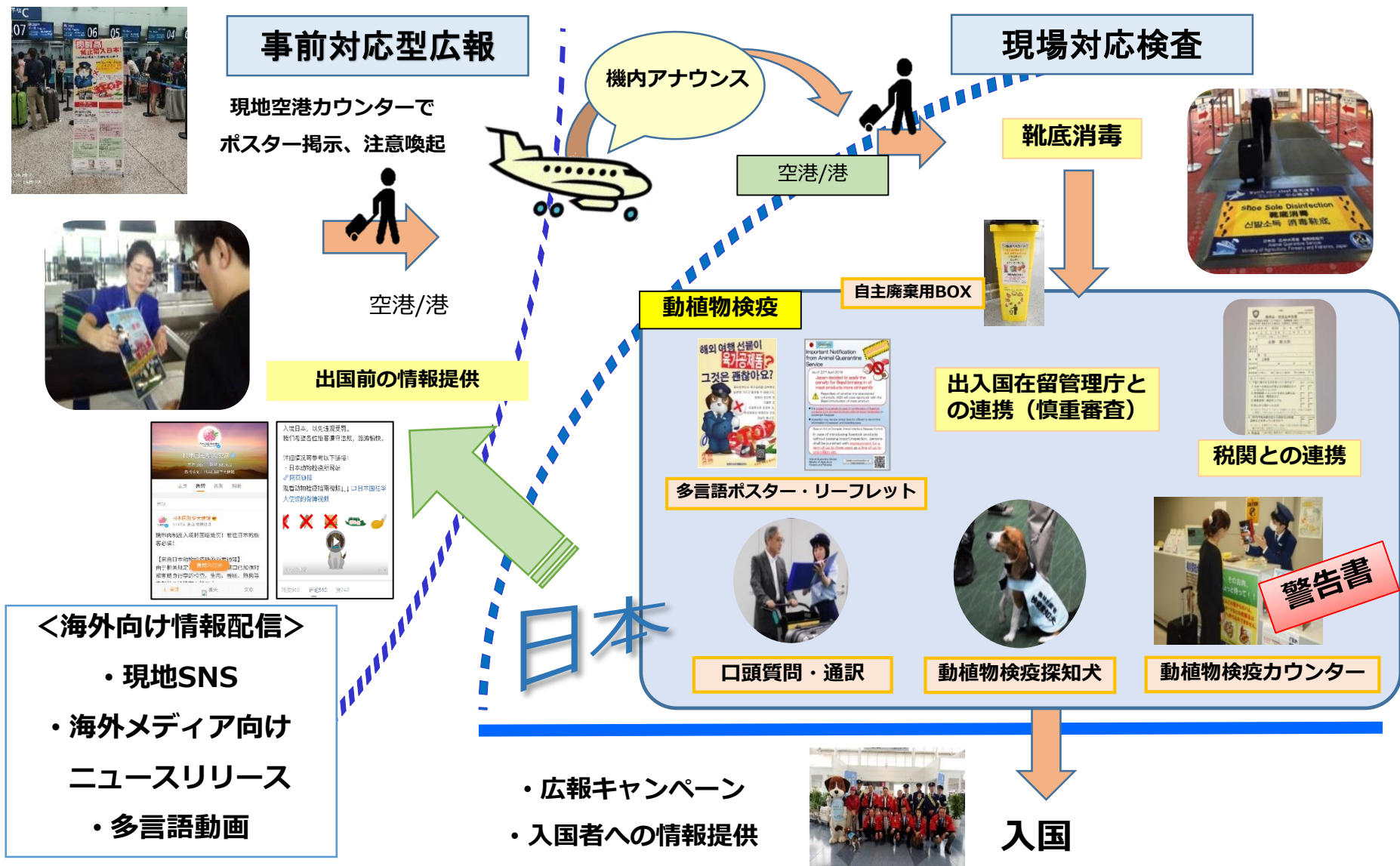
(携帯品検査)



家畜の伝染病の主な侵入経路と対策



国際空海港における旅客に対する水際対策



携帯品として持ち込まれる畜産物の検疫対応

- 携帯品として持ち込まれた畜産物からアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のウイルスを分離

モニタリング検査の結果

検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等からの牛、豚、鶏の筋肉、臓器等

国、地域名	ウイルス名	分離年	株種
中国	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2 (3株), H1N2 (1株), H5N6 (1株), H5N1 (1株)
		2016年	H5N6 (1株), H7N9 (1株), H9N2 (1株)
		2017年	H7N9 (2株)
		2018年	H7N3 (1株), H5N6 (2株)
	アフリカ豚熱	2018年	2株
台湾	鳥インフルエンザ	2015年	H9N2 (1株)
		2018年	H5N1 (1株), H6N1 (1株)
フィリピン	ニューカッスル病	2015年	1株
	アフリカ豚熱	2020年	2株
ベトナム	ニューカッスル病	2016年	1株
	鳥インフルエンザ	2016年	H9N2 (2株)
		2018年	H5N2 (1株), H9N2 (1株)
		2019年	H9N2 (1株)
ミャンマー	ニューカッスル病	2020年	1株

- 中国、フィリピンから持ち込まれたソーセージ等の肉製品4件よりアフリカ豚熱のウイルスが分離

- 中国、ベトナム、ラオス、カンボジア、フィリピン等から持ち込まれた携帯品より、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子を検出。※104件(2022年3月31日現在)



豚肉ソーセージ
(北京から新千歳空港)



自家製餃子
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(上海から羽田空港)



ソーセージ
(延吉から関西空港)



自家製ソーセージ
(青島から中部空港)



ソーセージ
(上海から中部空港)



ソーセージ
(瀋陽から中部空港)



豚肉調整品
(ハノイから成田空港)

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- 手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- 日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入その後、主要空港を中心に導入している。
- 令和3年3月末時点で
140頭体制を構築

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物

肉類

ハム、ソーセージ類



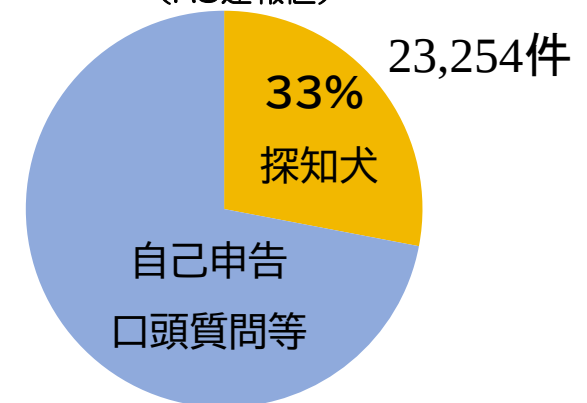
餃子等の肉製品

果物



動植物検疫探知犬の禁止品探知実績

(R3速報値)



携帯品及び郵便として持ち込まれた

禁止品等(69,714 件)の33 %

家畜伝染病予防法改正により強化された水際検疫について

- 平成30年8月の中国でのアフリカ豚熱（ASF）発生以降、アジアにおいて、17ヶ国・地域に発生が拡大。
- 中国・ベトナム等から日本に持ち込まれた肉製品から、A S F ウイルスの遺伝子を検出。
- **A S F の我が国への侵入脅威**が高まっているため、**水際対策を強化**し、家畜伝染病の侵入防止を徹底する必要。

法改正による強化

【令和2年7月1日施行】

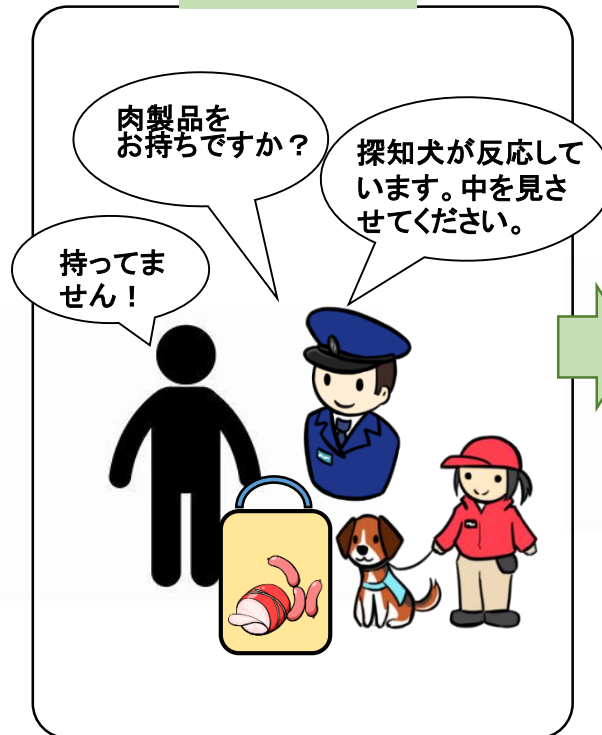
- 1 **質問・検査権限**：入国者の携帯品中の畜産物（肉製品等）の有無を、**家畜防疫官が質問・検査**できるよう措置【法第40条第5項】
- 2 **廃棄権限**：携帯品及び国際郵便物検査の結果、発見された違反畜産物について、**家畜防疫官が廃棄**できるよう措置。【法第46条第4項】
- 3 **厳罰化**：輸入検査に関する**罰則を強化**（近隣諸国と比較しても最高水準）。（輸入検査を受けない場合の罰金100万円【法第63条及び第69条】
→ **300万円（個人）、5,000万円（法人）**）

家畜伝染病予防法違反事案の対応の厳格化概要

1. 申告がないのに肉製品等の所持が**発覚**
2. 違反者の**パスポート情報等をデータベース化**
3. **警告書**の交付
4. 悪質性が認められる場合は**警察に通報・告発**
5. **罰則**は三年以下の**懲役**又は**300万円以下の罰金**
(法人に対しては最高5,000万円)

※令和2年7月1日に
家畜伝染病予防法一
部改正の施行に伴う
罰則強化

税関検査場



動物検疫所カウンター

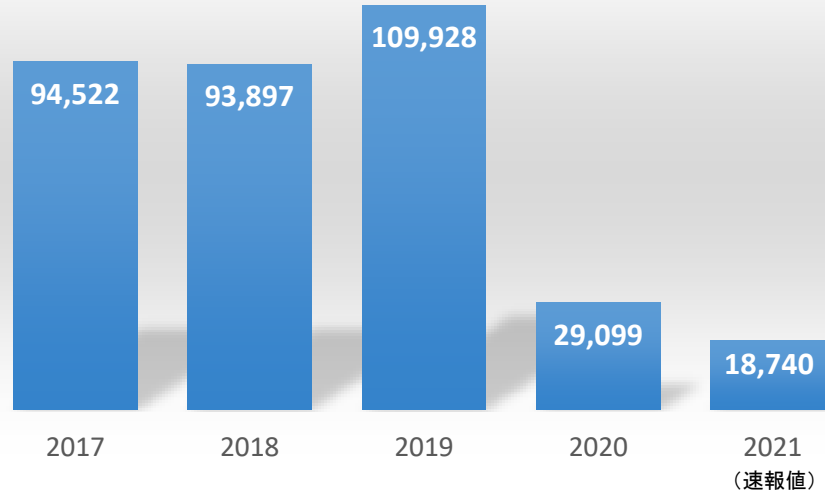


悪質な場合

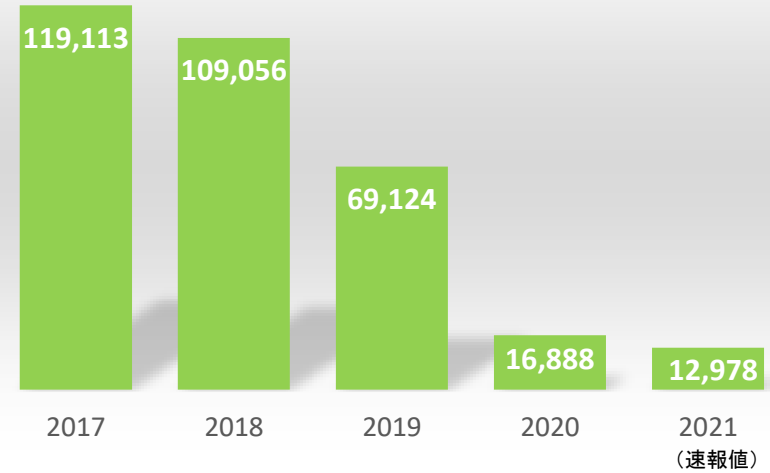


携帯品で持ち込まれた輸入禁止品の摘発状況

携帯品による輸入禁止品の件数(件)



携帯品による輸入禁止品の数量 (KG)



○摘発上位国の状況

<2020年>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	9,701	5,125
2	タイ	2,498	982
3	フィリピン	1,891	1,677
4	韓国	1,733	1,195
5	台湾	1,357	624
6	ベトナム	1,244	1,213

<2021年(速報値)>

	国名	件数(件)	重量(kg)
1	中国	3,973	2,602
2	アメリカ	2,160	749
3	韓国	1,860	2,043
4	フィリピン	1,662	982
5	ベトナム	794	707
6	タイ	671	416



<動植物検疫探知犬>

- ①対象物を発見すると、座ってハンドラーに知らせる。
- ②ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官が手荷物検査を実施

家畜伝染病予防法違反事例に対する対応の実績

- 2019年4月22日から2022年3月31日の間に、**1,860枚の警告書を発出**
- これまで携帯品により複数回の違反を繰り返した者、販売目的で持ち込んだ者など**悪質性の高い者6件9名**、国際郵便で複数回違反を繰り返した者**1件3名が逮捕された**

◆違法畜産物の持込による逮捕事例（2019年4月～）

【携帯品による持込み】

逮捕者	持込日	空港	違反品	逮捕日
ベトナム人 1名	2019年6月13日	羽田空港	カモ目の卵(約25kg) 偶蹄類の肉(約10kg)	2019年7月21日
日本人 2名	2019年5月17日	福岡空港	ソーセージ等(91.1kg)	2019年8月6日
	2019年5月31日	中部空港	豚鶏肉調製品(20.2kg)	2019年8月27日
タイ人 1名	2019年9月3日	羽田空港	ソーセージ(1.0kg)	2019年9月3日
ベトナム人 3名	2019年6月17日	関西空港	豚肉ソーセージ・ 豚肉調整品(5.25kg)	2019年10月15日
	2019年8月6日	関西空港	犬肉(17.6kg)	
	2019年8月15日	関西空港	牛肉(2.0kg)	
タイ人 1名	2019年11月25日	成田空港	ソーセージ(10.45kg)	2020年1月21日
台湾 1名	2019年11月14日	中部空港	偶蹄類及びかも目の血液を 含む血餅(計50kg)	2020年3月6日

◆逮捕事案の持込み物品の例



◆違反者（警告書発出対象者）の属性

（2019年4月から2020年5月末までの実績）

在日・在留	約30.1%
親族・友人訪問	約29.6%
観光	約11.6%
仕事	約10.5%
技能実習	約7.1%
留学	約6.6%

【国際郵便による持込み】

逮捕者	持込時期	違反品	逮捕日
中国人 3名	2021年5～6月	ソーセージ等(約395kg)	2022年2月28日、3月1日

家畜防疫官の勤務状況（空港）

● 空港のシフト勤務: 28日の間に8日間の週休。3～4人一班で5班体制。5日サイクルで夜勤。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
日勤										カウンター業務		休憩		探知犬業務		問合せ対応								
遅番												問合せ対応		カウンター業務		休憩		貨物検査応援						
夜勤入														問合せ対応		メール対応		休憩		輸出犬猫の検査		カウンター業務		
夜勤明		仮眠		メール対応		休憩		臨機検査																
週休																								

カウンター業務
手荷物として持ち込まれる畜産物等の検査



探知犬業務



犬等の輸出入検査



臨機検査



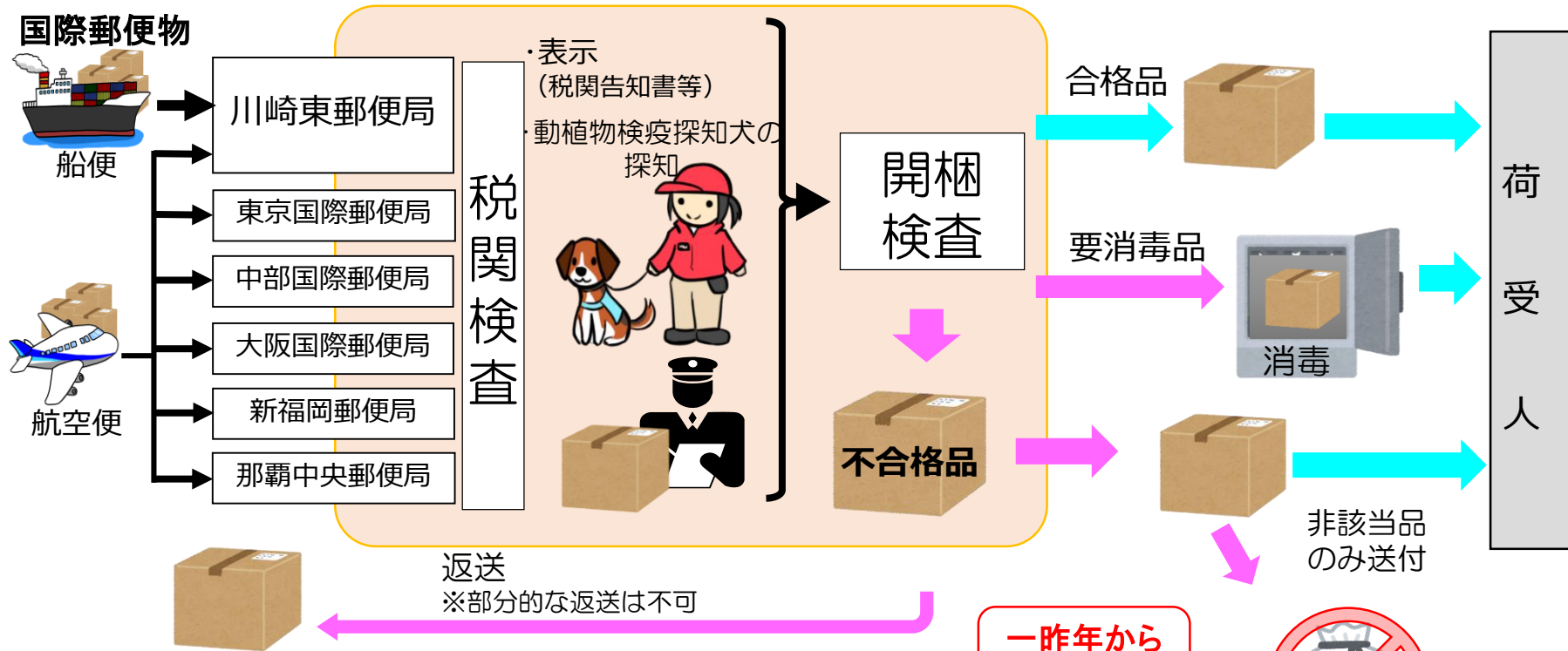
水際対策の強化

(郵便物検査)



国際郵便物の輸入検査

- 全国の国際郵便局（6か所）において、日本郵便及び税関と協力して検査を実施
- 権限強化等による違反品の急増



国際郵便物の違反畜産物摘発件数及び重量

年度	2018年	2019年	2020年	2021年 (速報値)
摘発件数 (重量)	11,650件 (13,170 kg)	11,023件 (15,071 kg)	30,685件 (47,918 kg)	50,974件 (86,274 kg)

一昨年から急増



犬・猫、サル等の検査



犬猫の輸入検査（狂犬病予防法）

検疫対象疾病：狂犬病（犬、猫、きつね、あらいぐま、スカンク）

狂犬病発生地域からの輸入の場合、マイクロチップによる個体識別、ワクチンの2回接種、抗体検査、180日の待機期間が必要。条件を満たしていない場合は、最長180日の係留検査



到着時検査

（個体確認、臨床症状の確認）



羽田空港支所検疫場



係留検査

（臨床症状の確認）

* 犬は、検査証明書の添付がない場合、輸入不可
（家畜伝染病予防法 関連）

飼養管理費は輸入者負担

犬及び猫の輸入検疫制度の概要

＜帰国7ヶ月前頃から準備＞



マイクロチップ装着



予防接種1回目
(91日齢以上～)



予防接種2回目

30日以上の間隔



抗体検査
(有効期間2年間)



【指定地域(*)から輸入の場合】

マイクロチップを装着した個体について、以下を充足する証明書がある場合、予防接種なしで輸入可能。

- (1) 在住に関する証明
- (2) 輸出国において、輸出前過去2年間、
狂犬病の発生がないこと
- (3) 輸出前検査の結果、異常がないこと

*：農林水産大臣が定める狂犬病の清浄地域
(オーストラリア、ハワイ等 6地域)

40日以上前の届出



輸出前検査を実施後、
証明書を取得し日本へ

全ての手続を終了すれば、
即日入国可能
条件を満たさないと、状
況に応じた係留(最長
180日)



待機期間
(180日間以上)

180日に満たない場合、
不足分を係留

サルの輸入検査

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)



検疫対象疾病：エボラ出血熱・マールブルグ病

(対象動物：霊長類)

係留施設での30日間の臨床検査

水産動物の輸入許可業務

(水産資源保護法)



検疫対象疾病：コイヘルペスウイルス病、イエローヘッド病
(えび)、マボヤの被囊軟化症 等24疾病

(対象動物：こい、きんぎょその他のふな属魚類、まだい、くるまえ
び属のえび、まがき、まぼや 等21種)

緊急支援対応

(国内防疫への支援)



国内防疫支援の取組

保管している大型防疫資材

国内発生時に備えた 緊急支援体制の整備

● 緊急支援チームの人材確保

- ・特定家畜伝染病防疫指針には殺処分・埋却時の防疫措置を支援する緊急対応に必要な人材

人材育成
派遣リスト

● ワクチン、防疫資材の備蓄、管理

- ・防疫資材の確保、管理
- ・大型防疫資材の利用 等

● 関係者との連携強化

- ・都道府県等地方自治体との連携
- ・生産農家等との連携 等

連絡会議等
の開催

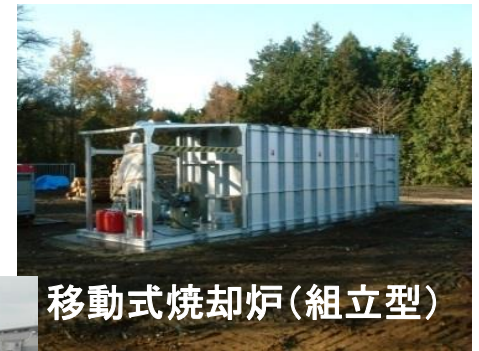
移動式レンダリング装置



移動式焼却炉



移動式焼却炉(組立型)



泡殺鳥システム



除染テント

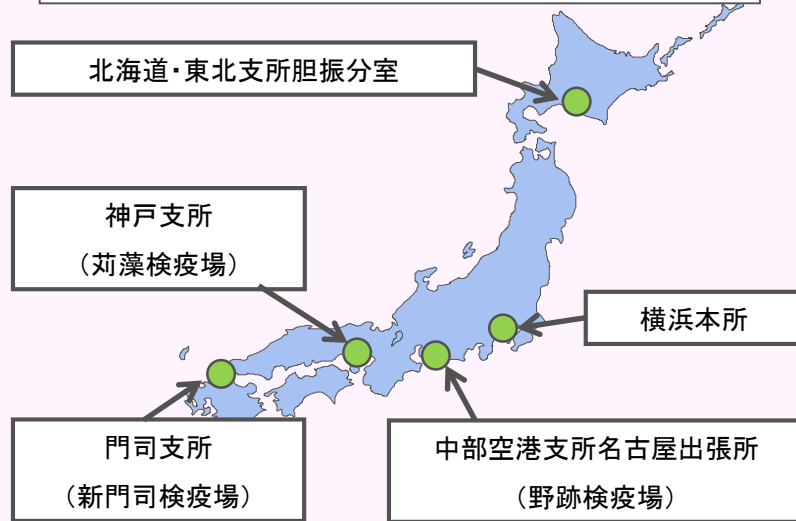


広域防除機



防疫資材の保管（大型防疫資材を除く。）

保管場所



ワクチンの保管

【口蹄疫】



タイプ

O1Manisa

OCampos

A22Iraq

30万ドーズ

備蓄場所

神戸支所

【鳥インフルエンザ】



タイプ

A型H5N1:170万

A型H7N7:170万

合計:340万ドーズ

備蓄場所

横浜、神戸、門司

動物検疫所で保管する主な防疫用物品

資材名	胆振	横浜	中部	神戸	新門司
防疫服	○	○	○	○	○
衛生長靴	○	○	○	○	○
ゴーグル	○	○	○	○	○
マスク	○	○	○	○	○
手袋	○	○	○	○	○
注射筒・注射針				○	
鳥用連続注射器・注射針		○		○	
豚用連続注射器・注射針		○		○	
耳標	○	○		○	○
フレコンバック	○	○	○	○	○
医療廃棄物容器		○	○	○	○
靴底消毒用マット					○
消石灰	○	○		○	○
厚手ポリ袋(90L)		○	○	○	○
ボンベ用ホーン	○	○	○	○	○

その他 (試験研究、海外との連携など)



動物検疫業務に関する調査研究

新しい検査技術の導入

未導入検査技術のうち、国内に検査機関がない疾病や、海外で新たに確認された疾病を中心に、検査法・診断体制を計画的に導入



検疫業務の効率化に向けた検証

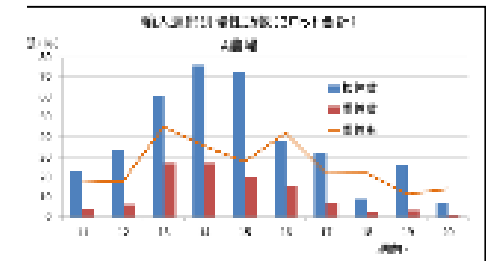
- 輸入禁止品のモニタリング（未加熱肉のFMD、AIウイルス保有調査）
- 消毒マットによる靴底消毒の効果検証
- 検疫探知犬の探知実績分析
- 指定検疫物保有者のプロファイリング 等



輸出国の疾病発生・管理体制等の情報収集

- ・ 海外の疾病発生状況
- ・ 輸出国の疾病管理体制情報
- ・ 輸入動物の監視伝染病以外の疾病サーベイランス

(例)豚サーコウイルス2型の浸潤状況調査



輸出入動畜産物のリスク評価

動物、畜産物の輸出入に伴う疾病の国内外
への伝播の危険性の評価

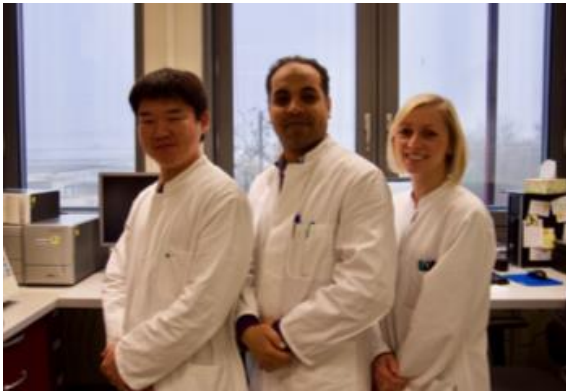


リスク評価書

国際機関との連携

ドイツOIEリファレンス
ラボラトリーからの鼻
疽検査技術の導入

(平成28年)



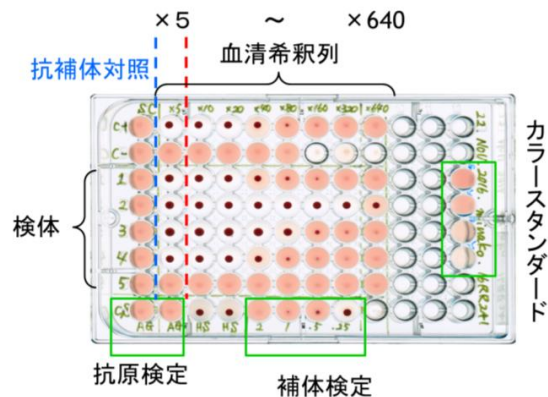
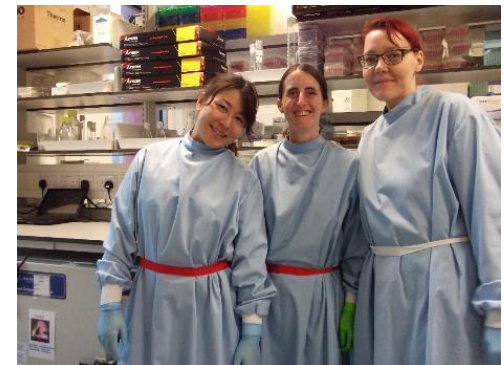
オーストラリア政府機
関とのヨーネ病検査の
相互確認

(平成29年)



英国研究所における
小反芻獣疫の検査技
術導入

(平成29年)



動物検疫所にて分離したウイルス株を
国内外の検査研究機関に分与
(2008年以降 58件185株の実績)

- ・馬インフルエンザワクチン株として使用
- ・鳥インフルエンザワクチン研究に貢献



海外出張（一例）

動物検疫所における主な海外出張

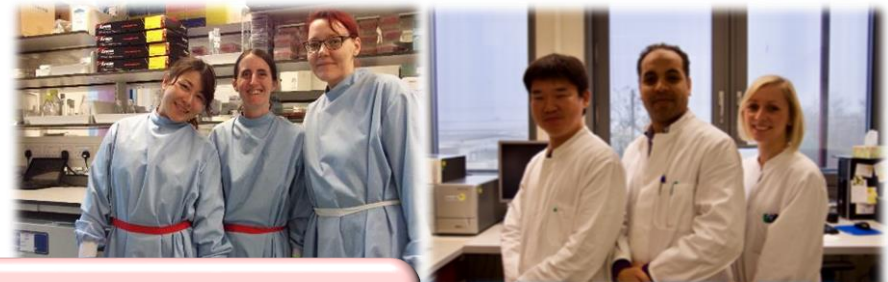
- 輸入解禁に向けての輸出国の家畜衛生事情調査
 - 海外機関との情報交換
 - 検査に関する技術の習得
 - 海外機関への技術協力
 - OIE等の国際会議の出席
- など



国際会議・セミナーへの出席



加熱処理施設の査察



海外からの検査技術の導入

輸出国の家畜衛生事情調査



検査の相互確認



キャリアパス

おおむね2～3年程度のサイクルで異動します。動物検疫所内で全国各地の空海港、係留施設、検査室などを巡るケースもあれば、動物検疫所外の本省、地方公共団体、他省庁、在外公館や国際機関といった様々な部署で働く機会もあり、多様なキャリアパス設計が可能です。



鎌田 柚

精密検査部 危険度分析課

平成28年入省
日本大学出身

入省理由：海外旅行で諸外国の家畜衛生状況を見て、水際防疫に興味を持ったため

現在の仕事を教えてください。

海外から輸入される動物、畜産物等について疫学、統計学的に分析することで、疾病の国内への伝播リスクの評価を行っています。

印象に残っている出来事を教えてください。

旅客によって持ち込まれた違法輸入畜産物の遺伝子検査でアフリカ豚熱ウイルスを検出したときは、自分たちの行っている業務が、家畜の伝染性疾患の侵入防止につながっていることを実感しました。

今後の目標や夢を教えてください。

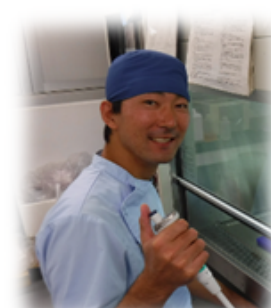
短期間のお手伝い含め、様々な部署を経験させていただき、何をしたら自分の業務のその先にいる人々のためになるのか考えて業務に従事することの大切さは、すべての業務で共通と実感しました。目の前のことに夢中になると忘れがちですが、そのことをしっかり意識して働けるようになりたいです

略歴

2016年	農林水産省採用
2017年	動物検疫所鹿児島空港出張所、企画管理部企画調整課
2018年	動物検疫所検疫部動物検疫課
2019年	消費・安全局動物衛生課（1か月半）
2020年	動物検疫所精密検査部病理・理化学検査課
2021年	消費・安全局畜産安全課（3か月）
2021年	動物検疫所精密検査部危険度分析課

国内防疫業務
のお手伝い

愛玩動物看護師法
業務のお手伝い



仙波 裕信

検疫部 動物検疫課

平成19年入省
日本大学出身

入省理由：獣医師の資格を生かした幅広い業務ができそうだったため

現在の仕事を教えてください。

横浜本所にある動物検疫課は、全国に8カ所ある係留施設の中の1つで、主に馬・豚、初生ひなの輸入検疫を行っています。稀にキリンやカバ等の珍しい動物園動物が輸入され、検査することもあります。また、馬、動物園動物、犬・猫等のペットを国外に輸出するための検査も行っています。

印象に残っている出来事を教えてください。

2010年に神奈川県の家畜保健衛生所に出向し、県内の農家をまわったり、生産者の声を直接聞くことができました。この経験から、国内への家畜伝染病侵入を防ぐことの重要性を実感し、水際防疫という動物検疫所の業務の大切さと責任をより強く感じることができました。

今後の目標や夢を教えてください。

自らの業務に責任と誇りを持ち、楽しみながら仕事をしていきたい。

略歴

2007年	農林水産省採用
2008年	動物検疫所成田支所検疫第3課
2010年	神奈川県出向（県家畜保健衛生所）
2012年	動物検疫所検疫部動物検疫課
2014年	動物検疫所成田支所旅具検疫第1課
2016年	動物検疫所精密検査部病理・理化学検査課
2022年	動物検疫所検疫部動物検疫課

2010年 鶏・蜜蜂担当
2011年 牛担当

動物衛生研究所
長期研修（細菌）

若手職員からのコメント（例）



入省の動機、きっかけ

- 農学部で事務室で動物検疫所の受験案内を見たこと。
- 大学で学んだ専門的な知識を活かして、様々な立場の人の役に立ちたいと考えて。
- 検疫という立場から日本の畜産振興に貢献したいから。
- オープンゼミや見学等で探知犬業務や犬、猫の検疫業務に魅力を感じたから。

仕事のやりがい、魅力①

- 海外悪性伝染病の侵入を水際で防ぐ！というやりがいを感じる。
- 動物検疫所以外にも、本省勤務や他機関への出向など様々な経験ができる。
- 男女の待遇に差がなく、男性も女性も安心して働ける。
- 全国異動に伴って各地に行くことができる。

入省後の印象、職場の雰囲気

- 研修制度が非常に充実している。
- 仕事の内容が幅広いため、より柔軟な対応が求められる。
- 想像していた“公務員”よりも体力も 応用力 も必要。
- どのような些細なことでもすぐに相談しやすい環境。
- 温かい雰囲気、笑顔のあるアットホームな職場。

仕事のやりがい、魅力②

- 日本の畜産業やペットの命などに関わってくるので、責任もあるが、その分やりがいもある。
- 幅広い専門知識を身につけることができ、様々な仕事や現場を体験できること。
- 業務を通じ、色々な国の文化や習慣を学べること。

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザをはじめ悪性伝染病の
侵入防止のため職員一丸となって取組んでいます。

御理解と御協力を！！

BUZZ MAFF タガヤセキュウシュウで紹介されて

185位!!



<https://www.maff.go.jp/aqs/>

